

事務連絡
令和6年9月18日

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

再エネ賦課金減免制度の活用と申請期限について（お知らせ）

電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、一定の要件を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、再エネ賦課金の減免措置の適用を受けることができます。

令和6年度申請分（令和7年度適用分）の賦課金減免制度の申請について、下記周知させていただきます。

記

■賦課金減免制度の申請期限のご案内（申請締切）

2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の申請期間は、

【2024(令和6)年11月1日(金)～2024(令和6)年11月30日(土)23:59迄】

です。期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。

■再エネ賦課金減免制度の要件見直しについて

再エネ賦課金の減免制度については、省エネルギー政策の強化等の動向や関係審議会（*）における検討結果を踏まえ、減免認定を受けるための要件について、2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の減免制度より、見直しを行いました。

（*）https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/066.html

主な変更点

（1）認定基準1．原単位（電気使用量（kWh）/売上高（千円））の基準値の変更

※2025年度適用分減免認定申請において、基準値は5.2です。

（2）認定基準4-⑤．の追加

原単位の改善のための取組に関する状況を公表すること。

次頁の概要資料及びFAQをご確認の上、2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の減免制度における申請要件を必ずご確認ください。**新たに追加された要件について、2024(令和6)年10月31日(木)23:59までに対応が必要な場合がありますので、ご注意ください。**

[概要資料]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf

[FAQ]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_faq.pdf

※ ファイルが以前の内容で表示されてしまう可能性があります。必ずキャッシュをクリアして閲覧ください。

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせ・ご相談ください。

本件の問い合わせ先

◆減免申請に係る申請全般について

減免認定申請ヘルプデスク

設置期間：2024年9月4日（水）～2025年1月16日（木）

お問い合わせフォーム：<https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry>

電話：050-8892-6042（平日 9:20～17:20）

◆減免申請に係るご相談について

以下の各地方経済産業局窓口一覧をご確認の上、ご連絡ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf#page10